

湖西都市計画道路 1・3・1号 浜松湖西豊橋道路

浜松都市計画道路 1・3・402号 浜松湖西豊橋道路

環境影響評価準備書についての意見の概要と都市計画決定権者
の見解

令和8年10月

静岡県

浜松市

準備書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する見解

環境影響評価準備書を「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 40 条第 2 項により読み替えて適用される同法第 16 条に基づき、令和 8 年 6 月 19 日から令和 8 年 7 月 21 日まで縦覧に供し、令和 8 年 6 月 19 日から令和 8 年 8 月 4 日まで意見を求めたところ、第 40 条第 2 項により読み替えて適用される同法第 18 条第 1 項に基づく環境の保全の見地からの意見がありました。

準備書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する見解は、以下に示すとおりです。

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
1. 事業の目的及び内容に関する意見		2 件
1-1	湖西市神座地区に計画されているインターチェンジ設置および県道太田中原線との交差について、地区住民への悪影響が懸念されることから、交通量増加、騒音・振動、交通安全、生活環境への影響について十分な調査を実施し、その結果に基づく万全な対策を講じた上で、本計画を推進することを強く要望する。	騒音・振動等の予測・評価については、関連法令（国土交通省令等）に基づきつつ、技術手法（平成 24 年度版及び令和 7 年度版）を参考に、新規都市計画道路の整備も踏まえた道路ネットワークを前提とした計画交通量により、適切に実施しております。 今後、事業実施段階において、事業者が必要に応じて適切な措置を実施してまいります。
1-2	大知波自治会として、ルートに反対の立場から今回の評価の意味が見出せない。 データについて、そもそも反対している地域への説明で不安を払拭することが出来ていない。 環境評価準備書のあらましにある数値は担当者であれば問題ないが、一般の地域住民は数値があるだけで理解出来ない。安心できる説明を求める。 例 1 データの根拠（方法、条件等）イラストやイメージ図で説明してほしい。 例 2 表示された数値が過去と比べてどうか？ 予測値と実績値の変動はどうか？ 対策後の数値の変化はどうか？ 例 3 カン寺川の水量減少対策が理解できない。 心配している住民が安心出来る説明を今後も求める。	事業の内容については、これまでも地域の皆様に対して説明を行ってまいりました。今後も継続して、ご理解が得られるようわかりやすい説明に努めてまいります。

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
2. 環境影響評価の手法に関する意見		2 件
2-1	梅田住民の切実な声の代弁者として、令和 8 年 6 月 19 日に公告・縦覧開始されました都市計画案は到底受け容れ難く、断固反対する。 ＜物理的な不便さ＞ ・民家付近や山からこだまする自動車走行音(環境影響調査で梅田は対象外) ＜美意識や信仰心を蔑ろにしている部分＞ ・湖西市が観光資源と謳う美しい湖西連峰の景観は、嵩上式道路により失われ住民にとっての心の安らぎや、ハイカーにとっての喜びも大きく損失。 ・上高地の河童橋近くに高速道路を敷く発想が出ないのと同じように、湖西連峰を遠くから眺める景色は本来、湖西市が先頭に立って保存すべきものである筈なのに、蔑ろにしているとは思えない。 ・法源寺の僅か 50 メートル北側に高さ 15 メートル以上の土盛り壁が出現、参拝者はその上を走る車両に向かって手を合わせ礼拝することになる。これは豊かな山並みに宿る霊を感じ、信仰の場となっている寺への冒涇に等しい。 私たち梅田自治会員は本道路の必要性は十分理解しており、計画全体に反対を唱えるつもりは全くない。また、梅田の上流側や下流側地区の動向を踏まえると、梅田ルートを大きく変更することが困難なことも承知している。そうすると、先述した問題を回避するために、ここに強く、『地下式（トンネル）構造への変更』を求めるものである。	自動車走行音については、関連法令（国土交通省令等）に基づきつつ、技術手法（令和 7 年度版）を参考に、対象道路の構造、周辺の地形、周辺の住宅等の立地状況等を踏まえて、住居等の保全対象への影響が最も大きいと想定される箇所に予測地点を設定しております。この考え方に基づき、梅田地区周辺では予測地点 7（湖西市神座 2）を選定しております。 また、景観については、主要な眺望点及び景観資源を対象として、関連法令（国土交通省令等）に基づきつつ、技術手法（平成 24 年度版）を参考に、湖西連峰ハイキングコース上などに眺望点を設定し、予測・評価した結果、主要な眺望点及び景観資源への影響は極めて小さいと予測しております。 ご意見のありました身近な景観については、今後、事業実施段階において、事業者が関係機関と調整のうえ、周辺環境との調和に配慮した構造物の計画や緑化等を必要に応じて検討し、景観への影響の低減に努めてまいります。 なお、計画ルートの位置や道路構造は、コントロールポイントとなる生活・自然環境に配慮しつつ、設計基準、経済性など様々な要因を踏まえ決定しており、総合的な観点から適切な計画であると考えております。
2-2	実態に即した住宅密集地での「騒音予測値」の提示 左右の距離の偏りが少ない、長根地区の実際の住宅密集地（居住エリア）を予測地点として改めて選定し、実態に即した騒音・反射音のシミュレーションを提示すること。 （形式的な代表地点の選定にとどまらず、実際の居住実態を反映した追加予測を行う必要がある。）	騒音については、関連法令（国土交通省令等）に基づきつつ、技術手法（令和 7 年度版）を参考に、対象道路の構造、周辺の地形、周辺の住宅等の立地状況等を踏まえて、住居等の保全対象への影響が最も大きいと想定される箇所に予測地点を設定しております。この考え方に基づき、長根地区周辺では、予測地点 1（浜松市浜名区三ヶ日町福長）を選定しております。

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
3. 環境影響評価の結果に関する意見		2 件
3-1	トンネルの湧水の減水と補完について 準備書第 13 章環境影響評価の総合的評価 (P13-17) の「地下水の水位」における環境保全措置及び事後調査においては、「観測手法による最適な工法の採用」により、地下水への影響は軽減できます。」となっているが、同じく「河川」(P13-18)では、「トンネル湧水は、河川及び水路に流入させることで、河川の流量の低下を軽減できます。」となっている。 つまり、「河川」ではトンネルの湧水で補完できるとしながら、「地下水の水位」では、止水や減水対策などにより、トンネルの湧水を減らし地下水への影響を減らすと表現されている。 ため池の水量を確保したい当方からすると、トンネルの湧水は減らし、トンネルの湧水で補完するとなっているこの表現は、双方が相反しており矛盾しているようにも考えられるし、実際にため池への対策がどうなるのかが不明確なので、農業用水利の面からの記載も追加していただきたい。	トンネル工事に伴う地下水位、河川流量の低下は、トンネル内へ地下水が湧出することによって生じるものです。環境保全措置の「観測修正法による最適な工法の採用」は、工事前及び工事中に地下水の状況を観測し、その結果をもとに最適な施工方法を採用することで、トンネルへの地下水の湧出を低減する対策であり、地下水や表流水の減少を低減する効果が期待できます。 その上で、トンネルに地下水が湧出した場合は、環境保全措置の「トンネル湧水の河川及び水路への流入」を実施することで、河川流量を補完できると予測しております。 今後、事業実施段階において、事業者が溜池や農業用取水施設の水利用状況を詳細に把握した上で、必要に応じて保全措置を検討してまいります。
3-2	農業用水利の水質について 既存の農業用取水施設は、湧水や沢の水などが水源となっていることから、水質の問題はないが、環境影響評価準備書 (P13-17, P13-18) に記載されている「地下水の水位」「河川」の環境影響保全措置において補完される水源の確保において、道路排水などが流入した場合には、農業用水利の水質はどのようになるのか。 今回の準備書においては、水質汚濁防止法による公共用水域である河川についての記載はあったが、農業用取水施設に実際に流れ込む沢の水質に関する記載がない。 農業用取水施設の水源としてトンネル湧水や雨水など環境保全措置が考えられるが、アスファルトやタイヤなどの摩耗くずが含まれている道路排水と一緒に沢などを経由し農業用取水施設に流れ込めば、水質の悪化は避けられないため、環境影響評価の中に農業用水利の水質保全についても記載すること。	工事の実施に伴い発生する排水を、農業用取水施設の水源となる沢へ流入させる場合には、周辺の公共用水域における水質基準が維持されるように、濁水処理施設で適切に対処することとしており、その旨を準備書 P. 3-36 に記載しております。 なお、道路排水については、今後、事業実施段階において、事業者が溜池や農業用取水施設の水利用状況を詳細に把握するとともに、水質保全に配慮した排水計画を検討してまいります。

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
4. 環境保全措置に関する意見		7 件
4-1	住宅密集地の騒音予測に基づく「現状のレベルに近づける対策」の検討 住居エリアの予測結果に基づき、単に緩和された環境基準値を機械的にクリアするだけでなく、可能な限り「現状の静穏な環境」に近づけ、睡眠や生活を守るための具体的な措置（西側や高架部両側への高性能遮音壁の設置、防音壁のかさ上げ、低騒音舗装の採用など）を、柔軟かつ前向きに事業計画へ反映すること。	騒音の予測・評価については、事業特性及び地域特性を踏まえ、関連法令（国土交通省令等）に基づきつつ、技術手法（令和7年度版）を参考に予測・評価を行っております。 また、環境保全措置を実施することにより、基準と整合が図られていると評価しております。 なお、事業実施段階において、事業者が必要に応じて適切な措置を実施してまいります。
4-2	日常的生活景観の保全と、日照低下を防ぐ対策の導入 沿線住宅からの日常の眺望や圧迫感に配慮した構造検討を行うこと。また、設置される防音壁によって周囲の家屋に日照低下や著しい景観悪化が生じることが懸念されるため、必要箇所には「透明の防音壁」を採用するなど、住環境の維持に配慮した遮音対策を講じること。	ご意見のありました沿線住宅からの日常の眺望や圧迫感に配慮した構造の検討については、今後、事業実施段階において、事業者が関係機関と調整のうえ、周辺環境との調和に配慮した構造物の計画や緑化等を必要に応じて検討し、景観への影響の低減に努めてまいります。 また、遮音壁による日照阻害や景観への影響については、今後、事業実施段階において、事業者が必要に応じて適切な措置を実施してまいります。

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
4-3	都市計画原案の公聴会において長根自治会が意見を「騒音・反射音対策と生活環境の懸念」に対して、浜松市は「騒音に係る環境基準値以下になるよう適切な対応を実施、生活環境への影響を可能な限り回避・低減に努める」と回答している。確かに基準値を下回る対策は講じられているものの、これは適用される基準値が「一般地域」から「幹線道路近接空間」へと大幅に緩和された結果に過ぎない。このような形骸化した数値を満たしていることのみをもって、住民に一方的な受忍を強いることは到底納得できるものではない。住民が切望するのは現状の平穏な暮らしの維持であり、基準数値を満たすための最小限の措置では極めて不十分である。 長根自治会は、浜松市に対し下記の通り意見するので、誠実かつ適切に対応すること。 生活環境を守る徹底した騒音対策の実施 ・住民が切望するのは、単なる騒音基準値の満足ではなく、開通前と同等の静穏な生活環境の維持を望むものである。しかし、道路建設が避けられない実態を鑑み、住民側としても一定の譲歩をした上で、夜間騒音をせめて睡眠や生活を破壊させない最低ラインに抑えるよう、目標数値を設定して計画を進めること。 ・住民の平穏な暮らしを守る最低限の措置として、以下の4対策を都市計画および事業計画に確実に組み込むことを要望する。 ①防音壁のかさ上げ：予定されている1mの防音壁を、高さを3m以上はかさ上げにすること（三ヶ日JCT設置時に行った対策以上にすべき） ②防音壁の追加：現在、西側および高架部両側には防音壁が計画されていないが、西側住民への影響および東側への反射音を抑制するため、高架部を含めた両側への高性能な遮音壁設置を徹底すること。 ③低騒音舗装化の実施：密粒舗装ではなく、タイヤ音および走行音を根本から低減させる高性能な低騒音舗装（高機能舗装）を当該区間に全面採用すること。 ④バッファゾーン（環境施設帯）の拡大：高架構造物から住宅地までの距離を確保するため、10m～20m規模のバッファゾーンを都市計画区域として確実に整備・確保すること。	本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っております。評価の手法については、関連法令（国土交通省令等）に基づきつつ、技術手法（令和7年度版）を参考に、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しており、自動車の走行に係る騒音については、騒音に係る環境基準に基づき評価しています。 予測地点1（浜松市浜名区三ヶ日町福長）における自動車の走行に係る騒音の影響については、環境保全措置として対象道路（東側）の道路端に地上から高さ1.0 mの遮音壁を設置することにより、基準と整合が図られていると評価しております。ご意見のありました追加の環境保全措置については、事業実施段階において、事業者が必要に応じて詳細な設計を実施するとともに、適切な措置を検討してまいります。

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
4-4	道路が計画されている湖西市利木地区は、松見ヶ浦から分水嶺までが2km程度しかなく、降った雨はすぐに松見ヶ浦に流れ出てしまうことから、昔から農業用水利の確保に苦慮しており、地域では貴重な農業用水利の確保に努めてきた。 準備書表 4-2-7(1) 農業用取水施設に記載されている No20、No21、No22 の農業用取水施設もその一つで、水源は湧水と沢からの雨水に頼っている状況である。 農業用ため池の貯水量の原状回復について 準備書のあらまし P18 に記載されている環境影響評価の結果が概要では、「地下水の水位⑧」及び「河川⑤⑥⑦」の全てで影響があることになっており、大変心配している。 「河川」の下の表の「※2・・・沢の流量の低下を軽減させるためトンネル湧水を沢及び水路に流入させることで、溜池に流入する流量を補完できると予想されます。」と表記されているが、農業用溜池に求められることは、沢の流量の軽減や流量の補完ではなく、ため池貯水量の原状回復なので、その点を準備書の中で明確に示すこと。	溜池等の水源に流入する沢への影響については、トンネル湧水を沢及び水路に流入させることで、流量を補完できると予測しております。 今後、事業実施段階において、事業者が溜池や農業用取水施設の水利利用状況を詳細に把握した上で、必要に応じて保全措置を検討してまいります。
4-5	環境影響評価への農業用取水施設の貯水量確保と水質保全対策の追加について この道路は、地域にとっても大変重要な道路であることから、道路計画自体に反対するものではないが、かといって農業用水の枯渇による農業への影響を容認するものでもない。 道路の計画に際しては、既存農業用取水施設の、現状の水量確保と水質保全について、環境影響評価準備書の中への追加を検討いただきたい。	溜池等の水源に流入する沢への影響については、トンネル湧水を沢及び水路に流入させることで、流量を補完できると予測しております。 今後、事業実施段階において、事業者が溜池や農業用取水施設の水利利用状況を詳細に把握した上で、水質保全にも配慮しながら、必要に応じて保全措置を検討してまいります。
4-6	湖西市利木地区には、①利木大池 ②伊田のため池 ③閑田寺西側のため池 ④利木峠下のため池の四つのため池がある。利木耕作組合 51 名で、それらのため池を利用しており、多くの耕作物を生産している。 しかし、トンネル工事が始まると、四つのため池に流れる水量が大きく減る。(影響割合①58%、②39%、③18%、④利木峠下のため池はデータなし)。 これでは、今までと同じ耕作面積を耕すことができない。また、動物・植物等の生態系にも大きな影響を与えると推測される。 今後とも安心して農業を営み、動物・植物等の生態系を維持するため、減った水量を元通りに戻すこと。 減った水は水で返してほしい。	溜池等の水源に流入する沢への影響については、トンネル湧水を沢及び水路に流入させることで、流量を補完できると予測しております。 今後、事業実施段階において、事業者が溜池や農業用取水施設の水利利用状況を詳細に把握した上で、必要に応じて保全措置を検討してまいります。 なお、河川の項目については、事後調査を行うこととしています。

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
4-7	利木地区は87世帯の小さな町である。農業している家は51軒ある。工事による水源への影響が58%もあるので、それを解消して欲しい。どのような対策をするのか、教えてほしい。	溜池等の水源に流入する沢への影響については、工事前及び工事中の地下水の状況を観測し、その結果をもとに最適な施工方法を採用することで、可能な限り影響の低減を図ります。さらに、沢の流量の低下を軽減するためにトンネル湧水を沢及び水路に流入させることで、河川流量を補完できると予測しております。 今後、事業実施段階において、事業者が溜池や農業用取水施設の水利用状況を詳細に把握した上で、必要に応じて保全措置を検討してまいります。 なお、河川の項目については、事後調査を行うこととしています。

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
5. 事後調査に関する意見		3 件
5-1	本準備書においては騒音に関する開通後の事後調査（モニタリング）が計画されていないが、実際の住宅密集地における環境変化を検証するため、開通後に必ず騒音の事後調査（実測）を実施すること。その上で、住民の生活環境が計画段階での要望通り「現状のレベル」に近づいているかを厳密に確認し、万一基準の超過や生活環境の悪化が見られた場合には、遮音壁のさらなる追加や更なる低騒音化など、責任ある追加対策を講じることをあらかじめ確約すること。	騒音の予測・評価については、事業特性及び地域特性を踏まえ、関連法令（国土交通省令等）に基づきつつ、技術手法（令和7年度版）を参考に予測・評価を行っております。 また、採用した環境保全措置についても、その効果に関する知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性も小さいと考えられることから、事後調査は行わないものとしております。 なお、今後、事業実施段階において、事業者が必要に応じて適切な措置を実施してまいります。
5-2	事後調査について 準備書のあらまし(P24)の事後調査では、調査時期及び期間は、「工事前～工事期間中及び工事完了後3年間（月1回）」とされているが、農業用取水施設の水量は、その年ごとや年間を通してかなり変動がある。工事前の短い期間の事前調査結果だけで、事後調査結果との比較をすることには無理があるように思われるので、工事前の事前調査についても、明確に明記していただきたい。 また、道路排水が混入し農業用水の水質が悪化する恐れに関しては、道路の詳細設計が確定した工事前では遅いことから、道路詳細設計の段階から道路排水の混入による農業用水の水質の悪化が発生しない道路詳細設計の策定を求める。	事後調査の調査時期及び期間については、今後、詳細な工事計画策定後、関係機関及び専門家等の意見及び指導を得ながら、適切な調査時期・期間を設定することとしております。 また、道路排水については、今後、事業実施段階において、事業者が溜池や農業用取水施設の水利利用状況を詳細に把握するとともに、水質保全に配慮した排水計画を検討してまいります。
5-3	三ヶ日町日比沢地区の日比沢川において環境影響評価調査地点（おいろ川橋付近）の下流2カ所にラバーダムが設置されている。利用されている水量が少ないため、準備書において日比沢川では「利水取水なし」と認定されているようだが、日比沢川の水を利用している農業者がいるという認識は持っていただきたい。 日比沢川の水量は現在の6%の減少と予測されており、影響は少ないと想定されるが、予想以上に水量が減ってしまう可能性もゼロではない。そのための事後調査だと思うが、日比沢川では「利水取水なし」とされているため、その対象となっていない。もし水量が大きく減少した場合など、調査対象から外れていることで水量の変化に気付くのが遅れ、その分対応も遅れるのではと思う。継続的に調査されていればその対応についても速やかに行うことができると考える。以上のことから、日比沢川も流量の事後調査の対象河川にしていきたい。 事業の実施においては地域住民の声に耳を傾け、問題が生じた際には迅速で丁寧な対応をぜひ願う。	河川の事後調査では、利水がある河川及び沢を調査地点として設定しております。利水取水がある日比沢川は事後調査対象として設定し、評価書にて修正します。